# Research Focus



http://www.jri.co.jp

2015年9月15日 No.2015-024

数字を追う ~経営指標の特徴による金融機関の分類と合併・転換法の再考 主要行以外の大手行等、地銀、第二地銀、信金、信組が混在して分類されることからの示唆 調査部 主席研究員 吉本澄司

## -《要 点》

- ◆ 金融機関の業態は、基本的には過去の流れを引き継いでいるが、根拠法や金融行政が区分の根幹であることは、以前より少なくなっている。制度ではなく経営実態での違いはどうかということで主な経営指標の特徴をみると、集合体同士で比較すれば、業態間に一定の差を認め得る。他方で、各業態の経営指標の分布には、相互に重なっている部分があり、個々の金融機関ベースでみれば、業態が異なっても経営指標の特徴が類似する組み合わせが多く存在することがわかる。
- ◆ 大手行等、地銀、第二地銀、信金、信組の5業態の金融機関を、規模、営業の地理的範囲、業務内容の特徴を示す7経営指標を特性値として、統計的手法を手掛かりに6グループに分類し直すと、メガ3行とその他主要行4行はそれぞれ独自のグループとなるが、主要行以外の大手行等を含む他の金融機関は、業態が混在した4グループに振り分けられる。4グループはそれぞれ地銀、第二地銀、信金、信組の平均的な姿を特徴としているが、各グループには他の業態の金融機関も混在する。
- ◆ 過去には、経営実態が業態の枠からはみ出た金融機関が、合併・転換法によって統合・再編の当事者になる例が多かった。一方、専門銀行が消えた現在では、普通銀行と専門銀行の合併は起き得ないこと、普通銀行による協同組織金融機関の救済が一巡したこと、合併ではなく持株会社方式のグループ化が選択される場合が増えたことから、業態を超えた合併は減少した。合併が行われる場合も根拠法が同じ金融機関同士の場合が多く、その内訳として、便宜上の業態区分が異なる地銀と第二地銀による、普通銀行同士の異種合併が数年に一回みられる程度である。
- ◆ 今後も、同様に、同じ業態同士や、業態の組み合わせとしては常識的な統合・再編が全体の主流を占めるとみられるが、他方で、本来の業態より他の業態に特徴が類似する金融機関が存在することや、根拠法が異なる業態の間の合併・転換が制度的に可能であることを考えると、業態の枠を越えるケースも広く考察の対象に含めておくことで示唆を得られることもあるだろう。



本件に関するご照会は、調査部・主席研究員・吉本澄司宛にお願いいたします。

Tel:03-6833-5327

Mail:yoshimoto.kiyoshi@jri.co.jp



## 1. はじめに

金融機関<sup>1</sup>の分析は、しばしば業態別に行われる伝統がある。その基本的な理由は条件をそろえるためであるが、それ以外に、かつて専門制、分業制を特徴とする金融制度の下で、根拠法や金融行政によって業態が厳然と分けられていた当時の名残という一面も考えられる。

決算の分析など、各金融機関の業績を比較する場合などは、ほぼ例外なく、業態ごとに行われている(ただし、持株会社単位の場合には、傘下の各業態の銀行の計数が連結されている)。

最近では、日本全体で人口の減少が一層進むと見込まれる中、特にその影響が大きいとされる地方圏における金融機関のあり方に関心が高まっているが、その問題が論じられる場合でも、例えば地方銀行と業態を先に決めた上で、地域経済の先行きが当該業態の金融機関に与える可能性のある影響や、それらの金融機関が地方創生に期待される役割を考えるといったように、業態を前提に論じられることが多い。

しかし、仮に業態の境界が曖昧になってきているのであれば、地域における金融機関のあり 方にしても、業態の枠を越えた考察からも示唆を得られる可能性がある。

本稿では、既存の業態にかかわらず、経営指標の特徴によって金融機関のグループ分けを試み、その結果と既存の業態との一致・不一致を検証した上で、統合・再編等との関連を考える。

## 2. 過去の業態、現在の業態

現在の業態は、基本的には過去の業態の流れを引き継いでいるが、根拠法や金融行政(業務分野規制)が業態を分けていることは、少なくなっている(図表 1)。

以前は、長期信用銀行法に基づく金融機関を一つの業態としてまとめて取り扱っていたが、 現在では、同法に基づく金融機関は存在せず、従前の長期信用銀行はすべて普通銀行となって いる(ただし、長期信用銀行法は残っている)。

## (図表 1)業態別金融機関

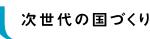
業態別金融機関(1985年3月末) **業態別金融機関(2015年3月末)** 本稿の記述

		地域 銀行	その他は	1			
都市銀行 (注)外国為替専門銀行 1行を含む	13	主	主都市銀行		4		大手行等
信託銀行	7	要 行	要 行 <mark>信託銀行</mark>		3		
長期信用銀行	3	等	等 その他(旧長期信用銀行)		2		
地方銀行	64	地 域	地方銀	64		地方銀行	
相互銀行	69	銀 行	第二地方銀行 (注)信用金庫から 転換した1行を含む		41		第二地方銀行
信用金庫	456	協同 組織	信用金庫		267		信用金庫
信用(協同)組合	461	金融 機関					信用組合

(資料)金融庁ホームページ(HP)、全国銀行協会 HP、全国信用金庫協会 HP、全国信用組合中央協会 HP、 預金保険機構 HP、全国信用協同組合連合会「続々信用組合史」

(注) 1985年3月末の信用組合数には、業務停止中の組合を含まない。

<sup>1</sup> 本稿では、預貯金取扱金融機関を単に金融機関と記す。ただし、「新たな形態の銀行」、業態別子会社 の流れを汲む銀行、外国系信託銀行、外国銀行在日支店、労働金庫、農漁協などを除く。





かつては、一部の例外を除いて、信託業務を主業とする7行(うち6行は専業信託の後身) に限られていた信託業務の兼営は、今では、他の銀行にも認可されるようになっている。ただ し、図表1に含まれる兼営信託金融機関のうち、業態が信託銀行とみなされているのは前述の 7行の後身の3行だけである<sup>2</sup>。実際の信託業務の大きさも、これら3行が抜きん出ている。

第二地方銀行は、信用金庫から普通銀行に転換した1行を除いて、以前は(銀行法とは別の)相互銀行法に基づく金融機関であった。しかし、現在は地方銀行と同じ普通銀行に転換しており、根拠法による差異は消えている。地方銀行と第二地方銀行の違いは、加盟している協会が一般社団法人全国地方銀行協会か、同・第二地方銀行協会(かつての社団法人全国相互銀行協会)かの差である<sup>3</sup>。

都市銀行も同じく普通銀行であり、都市銀行に限定した根拠法によっているわけではない。いくつか例をあげた、以前の金融制度当時を想定すれば、①長期信用銀行、相互銀行、信託業務を主業として兼営している普通銀行(信託銀行)、全国地方銀行協会に加盟している普通銀行のいずれでもない銀行は、同時に、②規模が大きい、③3 大都市を典型として、大きな都市に本店を置いている、④本店所在の都道府県(以下、単に県とする)以外にも全国の主要都市などに営業拠点を展開している、⑤地方財務局ではなく大蔵省本省の直轄である、⑥戦前の五大銀行(または六大銀行)とそれに準ずる規模の普通銀行の後身か、特殊銀行の後身である、などの特徴のすべて(一部は⑥以外のすべて)が当てはまる銀行であった。狭義ではそのうち普通銀行のみ、広義では外国為替銀行法による銀行(以下、外国為替専門銀行)を含む全体を都市銀行という業態としてまとめていた。

統合・再編によって数が集約されているが、現在の都市銀行はその流れを汲んでいる。ただし、現在は④、⑤を満たさず、経営実態も地域銀行である埼玉りそな銀行を、資料によっては都市銀行に含めているなど、区分が曖昧になっている面もある<sup>4</sup>。

銀行では、根拠法や金融行政によって業態が区分されていた状況が変化したのに対して、協同組織金融機関に関しては、従前同様、根拠法の違いによって業態を区分できる。ただし、業務範囲の拡大が進められてきた結果、銀行との業務面の差は以前より小さくなっている。

本稿では、はじめに銀行と協同組織金融機関について、①既存の業態によるグループ分けを 前提に経営指標の違いを見た後、②既存の業態にかかわらず、経営指標の違いによってグルー プ分けを試み、その結果と既存の業態との一致・不一致を検証していく。

対象は、次の5業態とする。銀行のうち、地方銀行、第二地方銀行の区分は加盟協会によるという意味では明快であるため、そのまま業態として採用する。

<sup>4</sup> 埼玉りそな銀行は、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会どちらの会員でもないが、業態比較にあたって、1 行だけの「その他の地域銀行」と、多数の金融機関を含む他の業態を同様に扱うのはしっくりしないことや、過去の計数が都市銀行に含まれていることなどを理由に、便宜的に都市銀行としているとみられる。



<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本稿が対象としていない「新たな形態の銀行」や外国系信託銀行など(脚注 1 参照)の中には、業態が信託銀行に分類されている金融機関が存在する。

<sup>3</sup> 沿革の違いが、現在の経営指標の差の一因につながっている可能性は考えられる。



それ以外の銀行(10行)に関しては、以前の業態を重視しつつ分けるのであれば、都市銀行 4行、信託銀行(信託業務を主業とする普通銀行)3行、かつて長期信用銀行であった普通銀行 2行、かつて都市銀行であったその他の地域銀行1行ということになる。しかし、例えば約30 年前、都市銀行(広義)が13行、信託銀行が7行、長期信用銀行が3行存在した頃と異なり、 銀行数が少なくなっている上に、当時のような根拠法や金融行政に基づく垣根はなくなってい ることから、ひとまず、10行を大手行等(主要行7行とその他3行)として一括りで扱うこと とする(前掲図表1)。

協同組織金融機関に関しては、信用金庫、信用組合を分析対象として取り上げる。

## 3. 業態別にみた経営指標の分布

経営指標の特徴によって金融機関のグループ分けに入る前段階として、まず、業態に基づく グループ分けによって、金融機関の経営指標の分布をみる。

## (1)貸出金残高

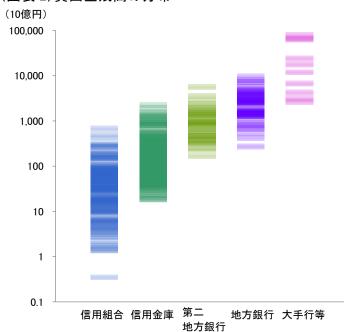
規模の指標として貸出金残高を例に取 ると、業態ごとの分布は図表 2 のとおり である。

各業態に属する金融機関の貸出金規模 の大きさは、全体的には大手行等、地方 銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組 合の順であるが、他方、業態が異なって も、規模がほぼ同じ金融機関が多いこと も見て取れる。

大手行等は、他の業態間に比べると規 模が抜きん出ている方であるが、大手行 等の中でも規模の小さい金融機関は、準 大手クラス5の地方銀行に近い。

地方銀行と第二地方銀行では、分布の 幅(規模最大~最小)の差は小さいが、 金融機関の分布が集中している部分の貸 出金規模は、地方銀行の方が大きい。

## (図表 2)貸出金残高の分布

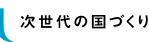


(資料)全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、金融図書コンサ ルタント社「全国信用金庫財務諸表」「全国信用組合財務諸 表」、各金融機関HP

- (注1) 2014年3月末。単体ベース。対数目盛。 (注2) 2014年度中に合併した金融機関については、合併前の計 数を合計して、統合後の金融機関として扱っている。 (注3) 色が濃い部分は分布が集中していることを示している。

銀行に比べて金融機関の数が多い信用金庫、信用組合は分布の幅が大きい。そのうち信用金 庫に関しては、地方銀行、第二地方銀行のうち最小クラスの銀行より貸出金規模が小さいもの が多数存在する一方で、大手信用金庫の中には、中位クラスの地方銀行や準大手クラスの第二

<sup>5</sup> 業態名 (例えば地方銀行) に大手、準大手といった形容を付けると、特定のいくつかの金融機関のま とまりを指す意味で使われる場合があるが、本稿では、相対的な大きさを表す一般的な形容表現として、 大手、準大手、中位などを用いている。





地方銀行に匹敵する規模のものも存在する。

信用組合は、協同組織金融機関という点では信用金庫と同じであるが、出資者(組合員・会員)の資格や業務の制限などの影響で、信用金庫より規模が制約される面がある。実際、図表2からは、最小クラスの信用金庫より貸出金規模が小さい信用組合が多数存在していることがわかる。ただし、大手、準大手の信用組合は、準大手から中位クラスの信用金庫に匹敵する規模であり、下位の地方銀行や第二地方銀行をも上回っている。

このように、各業態を一つずつの集合体とみれば貸出金規模に業態間の差が存在する一方で、 個々の金融機関ベースでは、業態が異なっても規模がほぼ同じである例が多くみられる。

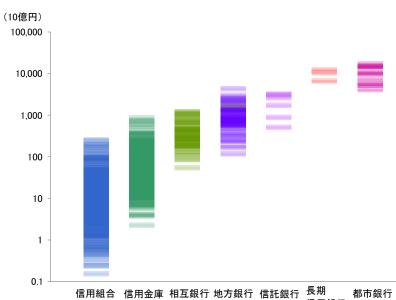
参考までに、現在に比べて根拠法や金融行政(業務分野規制)による業態間の垣根がはっき りしていた過去の状況は図表

3のとおりである。

同じ普通銀行<sup>6</sup>でも都市銀行と地方銀行の差は明らかで、 最下位の都市銀行と最上位の 地方銀行の貸出金規模が重な る程度である。1 行あたりの国 内店舗数も、都市銀行は地方 銀行の 2~3 倍程度であった<sup>7</sup>。

長期信用銀行はおおむね都市銀行の中位クラスの貸出金規模であり、地方銀行よりは明らかに規模が大きい。ただし、規模は都市銀行と重複していても、長期信用銀行は都市銀行と根拠法が異なる業態であり、金融債という資金調達方法が認められていた<sup>8</sup>。他方、1 行あたりの国内店舗数は都市銀行の1割程度であった<sup>7</sup>。

## (図表 3)過去の業態別貸出金残高の分布



信用銀行 (資料)全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、全国相互銀行協会「全国相

(資料)全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、全国相互銀行協会「全国相 互銀行財務諸表分析」、金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務 諸表」「全国信用組合財務諸表」

- (注1) 1985年3月末(信用組合は9月末)。単体ベース。対数目盛。
- (注2)都市銀行は、普通銀行12行と外国為替専門銀行1行を合わせた広義。
- (注3) 色が濃い部分は分布が集中していることを示している。

信託銀行は、大手が地方銀行の上位と、規模の小さいものは地方銀行の中位クラスと同程度の貸出金規模である。しかし、前述のとおり、この当時、信託業務の兼営は、金融行政上、ほぼ信託銀行だけに限られており、業務範囲に明確な違いがあった。他方、1 行あたりの国内店舗数は地方銀行の半分程度であった。

<sup>6</sup> ただし、都市銀行には普通銀行12行のほかに外国為替専門銀行1行を含む。

<sup>7</sup> 都市銀行のうち外国為替専門銀行1行の国内店舗数は地方銀行の約3割で、長期信用銀行と同程度であった。

<sup>8</sup> 都市銀行のうち外国為替専門銀行1行は金融債の発行を認められていた。



地方銀行と相互銀行の貸出金規模の差は、現在の地方銀行と第二地方銀行の差(前掲図表 2) よりやや開いている。当時の相互銀行は地方銀行と根拠法が異なる業態であり、戦後、無尽会社から転換して発足したという沿革から、固有の調達方法として相互掛金、固有の融資方法として給付金があったが、この頃には残高はわずかになっていた。他方で、融資先は原則として中小企業とすること、中小企業以外への融資を総額の 20%以内にとどめることなど、普通銀行である地方銀行にはない業務上の制限が存在した。当初設けられていた営業区域の制限は 1968年に廃止されていたが、平均的な 1 行あたり国内店舗数は地方銀行の 6 割程度であった。

協同組織金融機関に関しては、そのうち信用金庫と信用組合の間の差や、地方銀行との差は 現在と大差はない。ただし、信用金庫の上位半分程度は相互銀行と遜色ない規模となっており、 現在の第二地方銀行と信用金庫より接近していた。

以上のように、個々の金融機関ベースでは、業態が異なっても貸出金規模がほぼ同じである例が観察される点は、現在も過去も共通である。しかし、過去においては、仮に規模に大差はなくても金融制度による境界が明確であり、他方で根拠法の差がない都市銀行<sup>6</sup>と地方銀行では規模の差が明白であった。これに対して現在では、金融制度上の境界も貸出金規模の差もないが、伝統的な区分によって異なる業態に属しているという例が多くなっている。

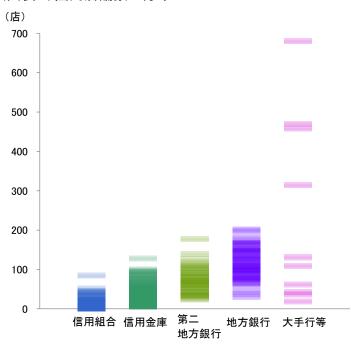
## (2) 国内店舗数

国内店舗数に関しては、貸出金規模の 説明で補足として付け加えた過去の大小 関係が、(店舗数の水準は変化している が) おおむね現在にも当てはまる。

大手行等は分布の幅が非常に大きい (図表 4)。そのうち店舗数が他業態に比べて突出して多いのは都市銀行である。 他方、地方銀行の中央値と同程度かそれ 未満であるのは、信託銀行、旧長期信用 銀行、その他地域銀行である。

大手行等以外では、一つずつの集合体 としてみれば地方銀行、第二地方銀行、 信用金庫、信用組合の順である。ただし、 各業態に属する個々の金融機関をみれば、 (集合体としての)順位が上の業態の金 融機関より店舗数が多いもの、逆に下の 業態の金融機関より店舗数が少ないもの などが、例外とは言えないほどの数だけ 存在している。

## (図表 4)国内店舗数の分布



- (資料)金融通信社「日本金融名鑑」
- (注1) 2014年3月末。2014年度中に合併した金融機関については、合併前の店舗数を合計して、統合後の金融機関として扱っている。
- (注2)無人店舗、仮想店舗、代理店を除く。
- (注3) 色が濃い部分は分布が集中していることを示している。



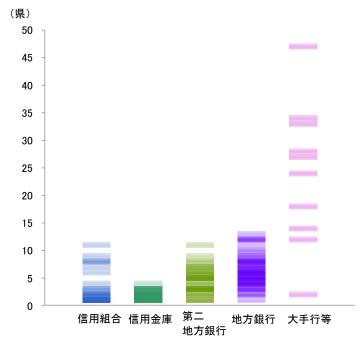
#### (3)店舗が存在する県数

店舗(国内)が存在する県の数は、全 国規模で業務を展開しているのか、本店 が所在する県とその周辺の県だけで営業 しているのか、などによって大きさが変 わる。

店舗に関する指標であるが、前述の店舗数に比例するとは限らない。店舗数が多くても、地元周辺だけに配置しているのであれば、県の数は限られる。他方、店舗数はあまり多くなくても、全国の主要都市に配置しているのであれば、店舗が存在する県の数は大きくなる。

大手行等は、その他地域銀行1行を除けば全国規模で営業しているため、店舗数が少ない銀行でも、店舗が存在する県数は多い(図表5)。

## (図表 5)店舗が存在する県数の分布



(注) 図表4の資料と注を参照。

地方銀行と第二地方銀行は、本店がある県内に多くの店舗を置きつつ、周辺の県の主要都市 や、東京・大阪に支店を設けているため、店舗が存在する県数の分布は似ているが、店舗数の 場合と同様、地方銀行の分布の方が少し上になっている。

信用金庫は、営業区域が限定されているため、店舗が存在する県の数は少ない。前掲図表 4 でみたとおり店舗数では地方銀行や第二地方銀行に匹敵するような信用金庫が存在するが、店舗が存在する県数をみると、地方銀行や第二地方銀行との差がはっきりしている。

信用組合にも営業区域の制限があるため、大半の信用組合では、店舗が存在する県数は、信用金庫同様、少ない。ただし、図表5からは、店舗が存在する県数が多い方向に分布が広がっていることがわかる。これらは、いわゆる民族系信用組合で、バブル崩壊後の経営破綻処理や再建策の結果、多くの県をまたぐ広い範囲で統合されたという特殊事情によって、店舗が存在する県数が地方銀行や第二地方銀行なみに多くなっている。

#### (4)店舗配置の広域度

店舗配置の広がりは、店舗を置いている県の数によって一面を把握することができるが、その方法では漏れてしまう要素がある。例えば、店舗がある県の数が同じであっても、近隣の各県に集中して展開している場合と、遠方の県まで広域に展開している場合の区別が付かない。この他にも、県単位の数え方では、一つの県の中で、ほぼ県全域の市町村をカバーしている場合と、本店のある特定の市や町の周辺だけの場合の違いをとらえることができない。

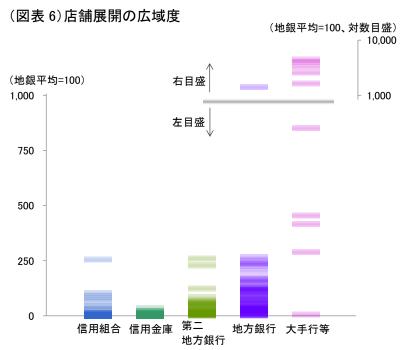
そこで、店舗配置の広域度を示す指標として、各金融機関の本店とそれ以外の支店・出張所



の距離<sup>9</sup>の平方和を求め、その地方 銀行平均を 100 とする指数の分布 をみた (図表 6)。大手行等は、そ の他地域銀行 1 行を除けば店舗配 置の広域度が顕著であり、地域金 融機関との差が大きい。

地方銀行と第二地方銀行の差は、店舗が存在する県数(前掲図表 5)の場合より大きい。これは、県数では大差がないようにみえても、地方銀行の方がより広範囲に店舗を配置していることを示している。

一方、第二地方銀行と信用金庫 の広域度の差は、分布が集中して いる部分で比べると、店舗が存在 する県数での差ほどは開いていな い。第二地方銀行では、本店所在



- (資料)総務省 HP、国土交通省 HP、金融通信社「日本金融名鑑」
- (注1) 図表4の注を参照。
- (注2) 広域度に関しては、脚注9を参照。

県以外に店舗を設けていても主として近隣の県であり、同一県内の店舗を含め、本店の周辺を中心に店舗を配置している様子が窺える。ただし、営業区域が限定される信用金庫に比べれば店舗の分布範囲がやや広いことが、広域度の差につながっている。

信用金庫と信用組合の差は、前述したような特別な経緯を持つ信用組合の存在によってわかりづらくなっている面があるが、例外的な存在を除けば類似しており、営業区域が限定されているため、地域銀行に比べて店舗の分布範囲は狭い。

#### (5) 国際業務部門の比重

(1)では規模の指標として貸出金残高をみたが、以下では、業務内容の特徴の一端を示す指標として、貸出金残高のうち国際業務部門<sup>10</sup>の割合を比較する。

大手行等の中には国内業務に軸足を置いている銀行もあるが、どちらかといえば、いわゆる メガ銀行を典型として、M&A による国際的なグループ事業強化や、成長が期待されるアジアな どでの商業銀行業務への注力など、グローバル規模の金融グループとしての経営方針、事業戦 略を打ち出している印象の方が強い。海外子会社の数字を含まない単体ベースでみても、大手 行等の中には、貸出金残高のうち国際業務部門の比重が高い銀行が多い(図表 7)。

<sup>9</sup> 距離を測るための店舗の所在地は、当該市町村・特別区の市・区役所、町・村役場の位置によって代表させている。本店と同一市町村・特別区内の支店・出張所の場合には、代表地が本店と同じになり距離を測れないため、当該市町村・特別区の面積相当の円の半径の2分の1としている。なお、当該市町村・特別区に人口集中地区がある場合には、市町村・特別区全域を面積相当の大きな同心円、人口集中地区を面積相当の小さな同心円、人口集中地区以外を二つの同心円に囲まれた円環に見立て、内側の円の半径の2分の1と、同心円の中心から円環の幅の中央までの長さを人口で加重平均している。

<sup>10</sup> 国際業務部門の数字には、海外店の取引だけでなく、国内店の外貨建取引、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を含む。



最近では、地方銀行や第二地方銀行の中にも、地元における貸出機会の少なさを補うために、国内において東京や大阪などで貸出を増強するだけでなく、国際業務を伸ばそうとする動きがある。国際業務部門の比重は、大半の地域銀行では大手行等より低いが、一部の地域銀行では、大手行等のうち国内業務中心の銀行を上回るようになっている。そのような例は、第二地方銀行より地方銀行に多い。

協同組織金融機関に関しては、大手行等や地域銀行で明らかにされているような国内業務・国際業務の内訳が不詳である。しかし、以前から行われていた国内の取引先に対する外貨建貸出だけでなく、2013年には取引先の海外子会社への直接融資も解禁され、金額は未公表ながら取引事例を紹介しているところもあることから、国際業務部門の比重がゼロではない金融機関も存在するとみられる。

## (6) 役務取引等利益の割合

金融機関の本業による利益のうち最も寄与 度が大きく、かつ貸出金(等の資金運用収益) と預貯金(等の資金調達費用)の動向に左右 されるという点で本業の印象が強いのは資金 運用収支(資金利益)であるが、業務の多様 化を受けて、1990年代以前に比べて他の利益 の構成比も大きくなってきた。

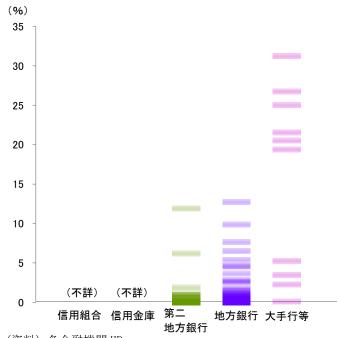
中でも役務取引等利益は、為替手数料が主であった時代に比べて、投資信託販売手数料、シンジケートローン関連手数料、私募債引受手数料、保険販売手数料など、金融情勢や業務戦略に沿った様々な手数料収入によって押し上げられるようになっている。

大手行等は、一部の例外を除いて、役務取 引等利益の割合が高い(図表 8)。

地方銀行は、大手行等の差は大きいが、地域金融機関の中では役務取引等利益の割合が高い方である。

第二地方銀行の中には、地方銀行のうち役

## (図表 7)貸出金残高のうち国際業務部門の比重

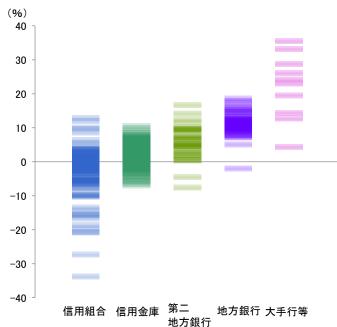


(資料) 各金融機関 HP

(注1) 2014年3月期平残。単体ベース。

(注2) 色が濃い部分は分布が集中していることを示している。

## (図表 8)業務粗利益のうち役務取引等利益の割合



(資料) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」「全国信用組合財務諸表」、各金融機関 HP

(注1) 2014年3月期。単体ベース。

(注2) 2014 年度中に合併した金融機関については、合併前の計数を合計して、統合後の金融機関として扱っている。

(注3)業務粗利益は、信託報酬を除いた合計。業務粗利益のうち 資金運用収支は、金銭の信託運用見合費用を未調整。

(注4) 色が濃い部分は分布が集中していることを示している。



務取引等利益の割合が高いグループに匹敵するような少数例も存在するが、多くの場合、第二地方銀行の役務取引等利益の割合は地方銀行より低めである。

信用金庫では、役務取引等利益の割合が高いグループの数値が多くの第二地方銀行と同程度 である一方、役務取引等利益がマイナス(受入手数料<支払手数料)となる例も多数存在する。

信用組合では数字のばらつきが大きいが、分布が集中している部分で比較すると、信用金庫より役務取引等利益の割合が低い。

## (7)信託報酬の割合

かつては、信託業務を主業とする7行と例外的な3行に限られていた信託業務の兼営は、いわゆる金融制度改革法(後出)による信託銀行子会社方式による参入の時代を経て、現在では、本体による兼営が可能になっている。ただし、本稿が対象とする金融機関のうち、2015年7月1日現在、兼営の認可を受けているのは、大手行等5行、地方銀行20行の計25行である<sup>11</sup>。このため図表化は省略するが、業務粗利益の中で信託報酬が占める割合が群を抜いて高いのは、自由化以前から信託業務を主業として兼営していた、かつての信託銀行7行の後身の3行である。同様に兼営の歴史が長い都市銀行1行が(数字に差はあるが)それに次ぐ。残り21行の信託報酬の割合は、これら4行に比べるとはるかに低いが、その中では、兼営の歴史が長い地方銀行1行の数値がやや大きい<sup>12</sup>。

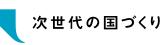
## 4. 経営指標の特徴による金融機関のグループ分け

以上のように、銀行と協同組織金融機関について、既存の業態区分を前提に経営指標の分布をみると、業態別の塊で比較すれば、業態間に一定の差を認め得る。この点に関しては、銀行と協同組織金融機関の間や、協同組織金融機関のうち信用金庫と信用組合の間のように、今でも根拠法によって業態が分かれている場合だけでなく、大手行等、地方銀行、第二地方銀行の間のように、根拠法による違いがない場合も同様である。その一因は、根拠法による違いが消えても、設立当初からの歴史の違いや、業務分野規制が行われていた当時の蓄積の差などが、金融機関のインフラ、ノウハウ、取引先の範囲や関係の強さなどに影響しているためだろう。

他方で、各業態の経営指標の分布には、水準が重なっている部分が観察され、個々の金融機関ベースでみれば、業態が異なっても経営指標の特徴が類似する組み合わせが多く存在するであろうことが推察できる。過去においては、仮に経営指標の特徴が似ていても、金融制度による垣根が間を隔てている例も少なくなかったであろうが、現在では、経営指標の差は小さく、金融制度上の境界も消えているが、伝統的な区分によって異なる業態に属しているという例が増えているとみられる。

協同組織金融機関に関しては、業態区分は現在でも根拠法の違いであるが、業務範囲の拡大

<sup>12</sup> 脚注 11 でも記述したとおり、信託業務を行う組織形態はさまざまであるため、同一金融グループ内の信託銀行を考慮したり、信託銀行子会社を考慮したりすれば、単体ベースとは異なる姿が浮かび上がることはあり得る。



<sup>11</sup> 複数の大手行等が金融グループを形成している場合、同じグループ内に信託業務を兼営している銀行があれば、他の銀行は兼営しないという選択をしているとみられる。この他、信託銀行子会社を持っているが、本体では兼営していないという例もある。



によって、銀行との業務上の差は以前に比べて小さくなっている。

そこで、協同組織金融機関2業態を含む5業態の金融機関について、既に紹介した七つの経営指標、即ち、規模を表す指標として貸出金残高と国内店舗数、営業の地理的範囲を表す指標として店舗が存在する県数と店舗配置の広域度、業務内容の特徴を示す指標として国際業務部門の比重、役務取引等利益の割合、信託報酬の割合を特性値として、階層的クラスター分析(以下、単にクラスター分析)の結果を手掛かりに、既存の業態にかかわりなく、類似のグループを括り直すことを試みる。

なお、信用組合に関しては、ここまで一律に全ての組合を含めてきたが、地域金融機関の性格を持つ地域信用組合に対して、業域信用組合と職域信用組合は組合員の範囲<sup>13</sup>が異質であるため、予め分析対象から除いた。さらに、いわゆる民族系信用組合についても、既述のとおり、バブル崩壊後の経営破綻処理や再建策の結果、一般的な地域信用組合の営業区域をはるかに越える、多くの県をまたぐ広い範囲で統合されたという経緯があり、同列に論じにくいため、分析対象から除いた<sup>14</sup>。

分類に用いた方法を図表 9 に示す。

## (図表 9)経営指標の特徴による金融機関の分類のために採用した方法

分類対象金融機関数:479(大手行等10、地方銀行64、第二地方銀行41、信用金庫267、地域信用組合97)

特性値数:7(貸出金残高、国内店舗数、店舗が存在する県数、店舗配置の広域度、国際業務部門の比重、 役務取引等利益の割合、信託報酬の割合を正規化して使用)

(非)類似度の指標:ユークリッド平方距離  $\sum_{i}(x_{ai}-x_{bi})^{2}$ 

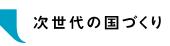
 $x_{ai} \ge x_{bi}$  は対象a と対象b の特性値、i は特性値の番号(1~7)

分類方法:ウォード法(なお分類結果の比較のため、参考として群平均法でも試算)

- (注1)特性値が不詳の場合は、値をゼロとした。
- (注2)クラスター分析に関しては、奥野忠一ほか『続多変量解析法』(日科技連出版社)を参考にした。
- (注3)ウォード法は、二つのクラスターを一つに結合するにあたり、クラスター内の対象の特性値に関する 偏差平方和の、結合前と結合後の増分が最小となるような組み合わせを選択する方法である。 ウォード法を用いると、実用度の高い分類結果を得やすいとされている。
- (注4) 群平均法は、一方のクラスターに含まれる各対象と、もう一方のクラスターに含まれる各対象との すべての組み合わせについて(非)類似度を求め、その平均をクラスター間の(非)類似度と定義し、 それが最小となる二つのクラスターを一つに結合する方法である。 群平均法は、ウォード法以外の中では、比較的良好な分類結果を得やすいとされている。

ウォード法による結果は図表 10 のとおりである。クラスター分析では、最初に二つの対象を 一つのクラスターにまとめる第 1 ステップから、最後に二つのクラスターに大別される最終ス テップまでの間の、分類が適切に進んだと判断されるどこかの統合ステップを一区切りとして、

<sup>14</sup> 民族系信用組合の中には、多くの県をまたぐ広い範囲で統合された経緯を持たないものもあるが、一括して除外した。



<sup>13</sup> 地域信用組合の組合員が営業区域内の中小企業の役員や従業員、営業区域内の居住者であるのに対して、業域信用組合は特定の同業者(例えば医師や青果業者など)、職域信用組合は特定の職場(例えば県や市、警察など)の勤務者が組合員である。



その段階で統合が完成している各クラスターで分類するのが一般的であるが<sup>15</sup>、本稿では、後 述するように、部分的に変則的な方法を取ることとする。

図表 10 に示した結果では、対象とした 479 の金融機関は、最終ステップで、主要行 7 行によ って形成されるクラスター(A5、右上)と、その他472金融機関によって形成されるクラスタ ー (E9、右下) に大別されている。その1ステップ前では、メガ3行(A2)、その他の主要行4 行(A4)、その他 472 金融機関(E9)の 3 クラスターである。ただし、本稿の狙いを考えると、 その他 472 金融機関が一つのクラスターになってしまっていては、統合ステップが進み過ぎで ある。既存の業態区分が、大手行等と、それ以外の4業態であるので(計5業態)、その他472 金融機関が4以上のクラスターに分かれ、全体で5以上になるような分類を目安としたい。

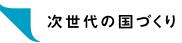
第二地銀3、信用金庫68、信用組合79が一つのクラスター(E5、左下)にまとめられるステ

#### (メガ3行) クラスタ-大手行等 3 A2 (主要行) (メガ3行以外 大手行等 2 Α1 **A5** の主要行) **A3** 大手行等 1 A4 大手行等 1 大手行等 2 (主要行以外の大手 地方銀行 52 行等、大半の地銀と、 E4 他に第二地銀等) 第二地銀 13 信用金庫 1 F7 大手行等 1 地方銀行 2 F3 第二地銀 1 (約4割の第二地銀 と、他に地銀等) 地方銀行 9 (主要行以外) 第二地銀 16 F1 F9 信用金庫 16 (過半の信金と、 E6 地方銀行 他に信組等) 1 第二地銀 8 F2 信用金庫 182 E8 信用組合 18 (大半の信組と、 他に信金等) 第二地銀 3 信用金庫 68 F5 信用組合 79

(図表 10)経営指標の特徴によるクラスター分析(ウォード法)のデンドログラム

- (注1) 特性値として用いた経営指標については、図表 2、図表 4~図表 8 の資料と注、および図表 9 を参照。 (注2) デンドログラムの枝の長さは、通常、(非) 類似度の大きさに応じて描くが、この図は、分類の説明に この図は、分類の説明に 関係する終盤のステップだけを抜き出して整理し直しており、枝の長さは(非)類似度に従っていない。
- (注3) クラスター名 (A1~A5、E1~E9) の頭 1 文字 (A、E) は便宜的に割り振ったものであり、特段の意味 を含んでいない。A、E それぞれのクラスター群の中では、番号が小さいクラスターほど先に統合が進ん だことを表している。

<sup>15</sup> あるステップで区切ると述べたが、統合は一定の基準で非類似度が小さいと判定された組み合わせか ら順に進むので、当該ステップに相当する非類似度以下で統合される各クラスターが分類結果になる。





ップ<sup>16</sup>が有力な候補であるが、ここで区切ると、メガ 3 行 (A2)、メガ以外の大手行等(主要行)が 2 行 (A1)・1 行 (統合未済)・1 行 (同)、その他 472 金融機関が E1~E5 の五つのクラスターで計 9 分類となる。主要行がまだばらばらであること、クラスターE3 (大手行等 1、地方銀行 2、第二地方銀行 1)が E1~E2 と E4~E5 に比べて小さいこと、全体で 9 分類では多いことが難点である。

しかし、この後のステップでは、前述の問題点である主要行の統合や、E3 の統合が進まない うちに、E1 と E2 が統合され (E6)、次に E3 と E4 が E7 として統合された後、主要行がまだば らばらなまま、E8、さらに E9 と、その他 472 金融機関の統合が先に進んでしまう。

そこで、変則的であるが、クラスターE5 が形成されたステップを基本としつつ、その後のステップでの統合状況を部分的に織り込んで、メガ3行(A2)、その他の主要行4行(A4)、主要行以外の大手行等3行と地方銀行の大半(52行)などから成るE7、約4割の第二地方銀行(16行)と地方銀行9行、信用金庫16庫から成るE1、信用金庫中心のE2、大半の信用組合(79組合)のほか第二地方銀行3行、信用金庫68庫から成るE5という6分類を考える。

ただし、クラスター分析の結果は、分類方法が異なれば必ずしも同一にならないため、前掲図表9(分類方法の項)で述べたとおり、参考として群平均法の結果もみておく(図表11)。

それによれば、479 金融機関は、最終ステップで、メガ3行によって形成されるクラスター (X2、右上)と、その他476 金融機関によって形成されるクラスター (Z20、右の中ほど)に大別される。ウォード法を利用した場合(前掲図表10)には主要行7行とその他472 金融機関であったので微妙な違いが生じているが、三分類であれば、メガ3行、その他の主要行4行(Z19)、その他472 金融機関の3クラスターであり、ウォード法の場合と同じである。

しかし、群平均法では、目安である、その他 472 金融機関が 4 以上のクラスターに分かれ、全体で 5 以上になるような分類に近いステップを特定しづらい。大手行等 1、地方銀行 47、第二地銀 28、信用金庫 19 が一つのクラスター (Z4、左下) にまとめられるステップでは、Z1~Z3 以外の統合があまり進んでおらず、ばらばらである(大手行等だけでなく、Z5~Z7 も未統合)。Z1・Z2 と Z3 の規模もアンバランスである。その後のステップで、Z1・Z2 と同じように小さなクラスターである Z5~Z7 が出現するが、それらがさらに大きくまとまる前に、Z3 と Z4 が一つになって一段と大きなクラスターZ8 になってしまう。

ウォード法では、クラスターごとの規模のバランスが極端に偏ることなく統合が進んだが、 群平均法では、規模が大きいクラスターの統合が先に進んで巨大化する一方(例えば Z3、それ がさらに統合された Z8)、小さなクラスターや統合未済の金融機関が残り、それらが後から少 しずつクラスター化され、統合がバランスよく進まない。

ウォード法の場合よりさらに変則的な方法を取って、かなり離れたステップでの統合状況を

16 図表 10 は分類の説明に関係する終盤のステップだけを抜き出して整理し直しており、第二地銀 3、信用金庫 68、信用組合 79 が一気に一つのクラスター (E5) になっているわけではない (他のクラスターも同様)。ちなみに図表 10 では省略されているが、E5 は、第二地銀 2、信用金庫 59、信用組合 55 のクラスターと、第二地銀 1、信用金庫 9、信用組合 24 のクラスターが統合されたものである。E5 としてまとめられた二つのクラスターも、多くのステップを経て統合されてきている。





利用すれば、メガ 3 行(X2)、その他の主要行 4 行(Z19)、大手行等 1 行と地方銀行の一部(15 行)、少数の第二地方銀行(2 行)から成る Z13、地方銀行・第二地方銀行の過半(47 行・28 行)と大手行等 1 行、一部の信用金庫(19 庫)から成る Z4、信用金庫・信用組合の大半(248 庫・91 組合)を中心とする Z3、少数の信用組合(6 組合)から成る Z1、単独の大手行等と地方銀行が 1 行ずつという 8 分類を想定することはできる。しかし、かなり変則的に分類した割には、大きなクラスターZ3 と、小さな Z1 や単独の各 1 行というバランスの悪さが目立つ。

他方、上記のように不満足な点を含む群平均法の結果でも、メガ3行と、その他の主要行4 行がそれぞれクラスター化される点に関してはウォード法と同じであり、主要行7行について は、その他472金融機関と明らかに異なる特徴を持っていると言えるだろう。

以上を踏まえて、以下では、ウォード法の結果を手掛かりにした前述の6分類によって考察 を進める。

大手行等 1 -(メガ3行) X1 大手行等 1 Χ2 大手行等 大手行等 (メガ3行以外 Z18 の主要行) 大手行等 1 Z15 Z19 大手行等 大手行等 1 大手行等 1 Z2 第二地銀 Z10 (地銀の一部、 地方銀行 1 Z11 第二地銀の一部 等) 地方銀行 5 77 Z9 Z13 (メガ3行 地方銀行 7 76 以外) Z20 地方銀行 2 第二地銀 1 大手行等 1 (過半の地銀・第二地銀など) 47 地方銀行 Z14 第二地銀 28 (大半の信金 信用金庫 19 Z8 信組と、他に 地方銀行 第二地銀等) 第二地銀 Z16 11 Z12 (主要行 信用金庫 248 以外) (一部の信用組合) 信用組合 91 Z17 信用組合 6 Ζ1 地方銀行 1 大手行等

(図表 11)経営指標の特徴によるクラスター分析(群平均法)のデンドログラム(参考)

(注) 図表 10 の注を参照。ただし、図表 10 の注 3 に記載したクラスター名の頭 1 文字 (A、E) の説明を X、Z に 読み替え。



## 5. 経営指標の特徴による再分類と既存の業態区分との対応

既存の業態にかかわりなく、経営指標の特徴に応じて分類し直した 6 グループについて、既存の業態との対応関係をみると、図表 12 のとおりである。

グループ I はメガ 3 行、グループ II はメガ以外の主要行 4 行だけで構成されており、業態の混在はみられない。主要行 7 行については、慣例的な業態区分によって他の金融機関と分けられているだけでなく、経営指標の特徴においても明瞭な差があることが、このような結果につながっている。

グループ I とグループ II が分かれたのは、規模、営業の地理的範囲、国際業務部門の比重などで I が II を大きく上回っている一方、 II は信託報酬の割合が高いといった違いがあるためだろう。

主要行以外の 472 金融機関が再編成されたグループⅢからグループⅥでは、所属する金融機関に既存の業態の混在が生じている。

グループⅢは、主要行以外の大手行等 3、地方銀行 54、第二地方銀行 14、信用金庫 1 で構成されている。グループⅢからグループⅥは、基本的には地域金融機関が経営指標の特徴によって分けられたものであるが、このグループⅢだけは大手行等を含んでいる。ただし、地方銀行64 行のうち 54 行が同グループに区分されていることが示すように、グループⅢは地方銀行の多くが持っているような特徴によって括られていると考えられる。

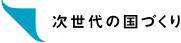
地方銀行は、地域金融機関の中では規模が大きく、営業範囲は本店を置く県内全域から、近隣県に広がり、さらには地元から遠くても東京や大阪などに支店を設けている場合が多い。業務内容でも、大半の銀行で役務取引等利益の割合が他の地域金融機関より高く、数多くの、とまでは言えないまでも、国際業務部門の比重が大きい銀行が一定数存在する。

グループⅢに分類された地方銀行以外の業態の金融機関は、その特徴が、上記のような点において多くの地方銀行に近いと判定されたことになる。このグループに含まれる大手行等3行のうち1行はそもそも実態的に地域銀行であるし、他の2行も、全国各地に店舗を配置してい

(図表 12)経営指標の特徴による分類と既存の業態の対応

				既存の業態								
				大手	行等	地方銀行	第二地銀	信用金庫	   信用組合			
	グループ	主な金融機関	(図表10の記号)	主要行	主要行以外	プログリを以上し	为—地蚁	旧用亚庠	旧历他日			
経営指標の特徴による分類	I	メガバンク	(A2)	3								
	П	その他の主要行	(A4)	4								
		主要行以外の大手 地方銀行の大半な			3	54	14	1				
	IV	約4割の第二地銀 <i>0</i> 地銀、信金	)ほか (E1)			9	16	16				
	V	信用金庫中心	(E2)			1	8	182	18			
		大半の信用組合の 第二地銀、信金	ほか (E5)				3	68	79			

(注) 図表 10 を参照。





るとはいえ、店舗が存在する県数と店舗配置の広域度という数値でみると、大半の地方銀行を 上回っているものの、その差は決定的ではない。逆に主要行とは開きがある。規模も、主要行 ではなく、地方銀行並みである。このため、主要行と同じグループではなく、大半の地方銀行 が集まるグループに括られたとみられる。

第二地方銀行は、金融制度上は地方銀行と同じ普通銀行であるが、規模、営業の地理的範囲、 国際業務部門の比重や役務取引等利益の割合などが、平均的には地方銀行より低い。ただし、 個々にみれば、地方銀行との指標上の差がない第二地銀も少なくない。そのような第二地銀が グループⅢに統合されたと考えられる。

グループ $\mathbb{N}$ には、地方銀行 9、第二地方銀行 16、信用金庫 16 が含まれる。グループ $\mathbb{N}$ への地方銀行の集中度(64 行のうち 54 行)ほどではないが、第二地銀 41 行のうち約 4 割がグループ  $\mathbb{N}$  に入っていることになる。第二地銀は、平均的には、規模、営業の地理的範囲、国際業務部門の比重などが地方銀行より低いが、このグループ $\mathbb{N}$  には平均的な姿に比較的近い第二地銀が分類されているとみられる(平均的な姿よりも地方銀行に近い第二地銀はグループ $\mathbb{M}$  に分類)。 反対に、多くの地方銀行の姿より、むしろ平均的な第二地銀に近い特徴を持つ地方銀行が、(グループ $\mathbb{M}$  ではなく)グループ $\mathbb{N}$  に括られたということだろう。

同様に、16 の信用金庫は、規模や営業の地理的範囲などの点において、他の多くの信用金庫と同じ枠組みには入らない特徴がとらえられて、グループⅢに統合されたとみてよい。

グループVには、地方銀行 1、第二地銀 8、信用金庫 182、信用組合 18 が入っている。267庫の信用金庫のうち 182 が集まっていることから、グループVは信用金庫の多くが持つ特徴によって括られているとみることができる。信用金庫は、営業区域が限定されているため、地域銀行に比べて店舗の分布範囲は狭い。多少デフォルメして表現すれば、地域銀行の店舗が本店所在の市を中心に県内全域や他県にも広がっているのに対して、信用金庫は本店所在の市や町を中心にその周辺の市町村(県内の一部の地域)を営業区域として店舗を置いている。市街地がつながっている地域などでは営業区域が他県に及ぶ場合もあるが、営業区域が限定されない地域銀行と異なり、地元から遠く離れた大都市(東京、大阪など)に店舗を置くことはない。

このグループには、地域銀行が合わせて9行含まれるが、これらは、規模や営業の地理的範囲などの点で、信用金庫の多数例に近い特徴があると判定されたことになる。

同グループには、その他、18 の信用組合が分類されている。信用組合は、信用金庫同様、協同組織金融機関であるが、制度上の違い(出資者の資格や業務の制限など)の影響で、平均的には信用金庫より規模が小さく、地理的範囲も狭い。グループVに分類された 18 の信用組合は、規模や営業の地理的範囲などの点において、業態の平均的な姿より、信用金庫の多数例に近いとみなされた結果である。

グループVIは、第二地銀3、信用金庫68、信用組合79で構成されている。再分類の対象とした97の信用組合のうち79がこのグループに分類されていることが示すように、グループVIには信用組合の多くが持つ特徴が反映されていると考えられる。第二地銀3行、信用金庫68庫に関しては、経営指標の特徴が、それぞれの業態の典型的な姿より、信用組合の多数例に類似し



ていると判定されたことになる。

## 6. 過去における業態の変化例や業態を超えた再編例

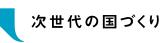
経営指標の特徴に応じて6グループに分類し直した結果をみると、グループIはメガ3行、グループIIはその他の主要行4行によってのみ構成されていることから、グループの性格は明白であった。一方、既存の業態の混在が観察されるグループIIIから同VIに関しては、IIIは地方銀行の多くが持っているような特徴によってまとめられたグループ、IVは第二地銀の平均的な姿に似た特徴を持つグループ、Vは信用金庫が総じて持っている特徴によって括られたグループ、VIは信用組合の多数例に類似したグループと性格付けすることができた。

このように、6 グループは、既存の業態区分とまったく乖離した集団になったわけではなく、一定の対応関係を認められるが、反面、ⅢからⅥのグループ内には、代表的な業態の金融機関以外に、他の業態の金融機関が含まれることも事実である。そのような金融機関は、規模や店舗の展開、業務内容において、属する業態の代表的な姿から離れて、他の業態との同質化が進んでいるとみられる金融機関である。

このような同質化は、過去にも生じている。冒頭で述べたとおり、かつては根拠法や金融行政によって、業態が現在より細かく分けられていたため、業態の同質化が進んだり、ある業態に中に、代表的な姿から離れて他の業態に近い金融機関が表れたりした場合の対応には注意深い対応を要した。その上、当初は、異なる業態に属する金融機関同士の再編や、他の業態への転換に関する制度自体が整備されていなかった<sup>17</sup>。このため、「金融機関の合併及び転換に関する法律」(以下、合併・転換法、1968年6月1日施行)<sup>18</sup>が制定され、制度が整えられた。

合併・転換法は、同日施行の「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」<sup>19</sup>とあわせて(中小)金融二法と呼ばれたように、主として中小金融機関(相互銀行、信用金庫、信用組合)を念頭に置いて、普通銀行(当時は都市銀行と地方銀行のみ)も絡めながら、金融の効率化<sup>20</sup>をはかろうとするものであったが、その後、専門制、分業制を特徴とする金融制度見直しの糸口となった「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」(以下、金融制度改革法、1992年6月26日施行)<sup>21</sup>によって改正され、長期信用銀行、外国為替専門銀行<sup>22</sup>と労働金庫が加えられた。なお、その時点で、相互銀行は、既に全行が合併・転換法によって普通銀行(第二地方銀行)に転換するか普通銀行(都市銀行、地方銀行)と合併して存在しなくなっており、金融制度改革法によって根拠法である相互銀行法は廃止され、合併・転換法の相互銀行に関する部分は削除された。

<sup>22 1996</sup> 年 4 月に合併・転換法の適用を受けて東京銀行が合併した結果、外国為替専門銀行は存在しなくなった。その後、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」(平成 10 年法律第 107 号)によって、外国為替銀行法は廃止され、合併・転換法の外国為替専門銀行に関する部分は削除された。



<sup>17</sup> 同じ業態内のことであれば、それぞれの根拠法に定めがあった。

<sup>18</sup> 昭和 43 年法律第 86 号。

<sup>19</sup> 昭和 43 年法律第 85 号。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 金融機関行政に競争原理を導入し、金融機関が適切な競争を通じて経営の合理化と経営基盤の強化に 取り組むことによって、経済全体の効率化に資するような資金供給が行われるようにはかること。

<sup>21</sup> 平成 4 年法律第 87 号。

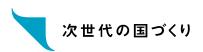


合併・転換法が施行されて以後、根拠法が異なる業熊間で実施された合併や転換の代表例を まとめると図表 13 のとおりである。参考として、根拠法が同じ普通銀行でも、業態が区分され ることが多い都市銀行や地方銀行、第二地方銀行などの異種合併や業態移行も示している。

## (図表 13)業態が異なる金融機関の合併等の例(合併・転換法施行以後)

	根拠法が	異なる業態間の	合併・転換				(参考)普遍	通銀行の異種合	併や業態移行
合併等の年月	旧金融機関名	新金融機関名	合併や転換の類	別		合併等の年月	旧銀行名	新銀行名	合併や移行の類別
1968年12月	日本相互銀行	太陽銀行	相互銀行	⇒	都市銀行	1969年4月	埼玉銀行	埼玉銀行	地方銀行 → 都市銀行
1969年3月	岡崎信用金庫 東海商工信用組合	岡崎信用金庫	信用金庫 +信用組合	⇒	信用金庫	1991年4月	山陰合同銀行 ふそう銀行	山陰合同銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1969年5月	太道相互銀行 名古屋信用金庫	中京相互銀行	相互銀行 +信用金庫	<b>⇒</b>	相互銀行	1993年4月	羽後銀行 秋田あけぼの銀行	北都銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1969年8月	三徳信用組合	東洋信用金庫	信用組合	⇒	信用金庫	2000年4月	大阪銀行 近畿銀行	近畿大阪銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1969年9月	名古屋相互銀行 中央信用組合	名古屋相互銀行	相互銀行 +信用組合	⇒	相互銀行	2003年3月	あさひ銀行	埼玉りそな銀行	都市銀行 >> その他地域銀行
1970年4月	長野県商工信用組合	長野相互銀行	信用組合	⇒	相互銀行	2003年3月	三井住友銀行 わかしお銀行	三井住友銀行	都市銀行 → 都市銀行 第二地方銀行
1976年10月	青和銀行 弘前相互銀行	みちのく銀行	地方銀行 +相互銀行	⇒	地方銀行	2003年4月	関東銀行 つくば銀行	関東つくば銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1984年4月	西日本相互銀行 高千穂相互銀行	西日本銀行	相互銀行 +相互銀行	⇒	地方銀行	2003年4月	親和銀行 九州銀行	親和銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1986年10月	住友銀行 平和相互銀行	住友銀行	都市銀行 +相互銀行	⇒	都市銀行	2004年10月	西日本銀行 福岡シティ銀行	西日本シティ銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1989年2月 ~ 1990年8月	北洋相互銀行 など67行	北洋銀行 など67行	相互銀行	⇒	第二地方銀行	2006年1月	りそな銀行 奈良銀行	りそな銀行	都市銀行+ → 都市銀行 第二地方銀行
1991年4月	八千代信用金庫	八千代銀行	信用金庫	⇒	第二地方銀行	2006年10月	紀陽銀行 和歌山銀行	紀陽銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1992年4月	伊予銀行 東邦相互銀行	伊予銀行	地方銀行 +相互銀行	⇒	地方銀行	2010年3月	関東つくば銀行 茨城銀行	筑波銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1992年10月	三和銀行 東洋信用金庫	三和銀行	都市銀行 +信用金庫	⇒	都市銀行	2012年9月	十六銀行 岐阜銀行	十六銀行	地方銀行+ → 地方銀行 第二地方銀行
1993年4月	三菱銀行 霞ヶ関信用組合	三菱銀行	都市銀行 +信用組合	⇒	都市銀行		·····	·····	
1996年4月	三菱銀行 東京銀行	東京三菱銀行	都市銀行+ 外国為替専門銀行	⇒	都市銀行				
2000年10月	愛媛銀行 北温信用組合	愛媛銀行	第二地方銀行 +信用組合	⇒	第二地方銀行				
2002年4月	第一勧業銀行 富士銀行 日本興業銀行	みずほ銀行 みずほコーポレー ト銀行	都市銀行+ 都市銀行+ 長期信用銀行	⇒	都市銀行 都市銀行				
2002年10月	豊川信用金庫 岡崎市民信用組合	豊川信用金庫	信用金庫 +信用組合	⇒	信用金庫				
2003年1月	武蔵野銀行 北埼信用組合	武蔵野銀行	地方銀行 +信用組合	<b>⇒</b>	地方銀行				
2004年4月	新生銀行	新生銀行	長期信用銀行	⇒	普銀(旧長信銀)				
2005年3月	杵築信用金庫 大分県信用組合	大分県信用組合	信用金庫 +信用組合	⇒	信用組合				
2006年4月	あおぞら銀行	あおぞら銀行	長期信用銀行	⇒	普銀(旧長信銀)				

- (資料)各金融機関 HP、金融庁 HP、全国銀行協会 HP、全国信用金庫協会 HP、全国信用協同組合連合会「続々信用組合史」
- (注1)業態(ただし、本稿が対象としている業態のみ。脚注1参照)が異なる合併等だけを掲げている。その場合でも、普通銀行同士の場合は根拠法が同じであるため、参考として掲げている。業態が異なっても、合併を伴わない事業譲渡・営業譲渡 (以下、事業譲渡で統一)、持株会社傘下のグループ化は原則として図表に含めていない。
- (注2) 信用金庫、信用組合が関係する合併等は多くの例があるため、代表的なものだけを掲げている。 (注3) 1984 年 4 月に西日本相互と高千穂相互が合併し、普通銀行に転換して西日本銀行となったが、地方銀行協会に加盟した のは同年12月である。ただし、図表では、1984年4月に「相互銀行⇒地方銀行」としている。
- (注4) 2002 年 4 月の第一勧業、富士、日本興業の 3 行統合は、厳密には、第一勧業銀行とみずほ統合準備銀行(図表では省略) の合併によりみずほ銀行が、富士銀行と日本興業銀行の合併によってみずほコーポレート銀行が誕生している。
- (注5)参考欄の2003年3月に掲げたあさひ銀行から埼玉りそな銀行への業態移行は、厳密には、器としての埼玉りそな銀行が 予め 2002 年 8 月に設立され、2003 年 3 月に、あさひ銀行の会社分割によって埼玉県内の事業等を継承している。 (注 6) 参考欄の 2003 年 3 月に掲げた三井住友とわかしおの合併では、存続銀行のわかしお銀行が三井住友銀行と改称している。





金融行政に規制色が濃かった時代には、基礎的な収益の大きさが預貸金の規模によって左右される一方、システム関連のインフラ整備などのために、規模にかかわらず一定以上の経費がかかるため、利益の格差は預貸金の規模の差以上に開きがちであり、逆に、規模を拡大すれば、固定費的な経費が軽減され、それだけで一種の経営効率化を実現できた。

このため、金融機関の経営では規模の拡大が重視されることが多く、規模拡大を一気に実現する方策として、合併は有力な選択肢であった。合併・転換法の制定によって、根拠法ごとに定められた同一業態内での合併だけでなく、異なる根拠法に基づく金融機関同士の合併への道が開かれた。合併を行わない場合でも、規模拡大の制約となるような金融規制が少ない他の業態に転換することで成長を目指すという選択肢も増えた。

合併・転換法施行以後 1980 年代頃までの業態を超えた合併等には、合併そのものによる直接的効果のほか、業態変更による間接的効果を期待したとみられる例も散見される。後者の場合、属する業態の中で上位にあり、いわば業態の枠から抜け出しかけている金融機関が、単独での転換、もしくは他の金融機関との合併を通じた転換によって、目的を実現している。なお、その際の合併相手は、(すべてではないが)業態の中では規模が小さかったり何らかの経営上の課題を抱えたりして将来の展望を描きにくく、合併に応じる素地のある金融機関である例がみられる。

金融環境が大きく変わっているため、安易に同じ枠組みで考えることには慎重であるべきだが、前述の経営指標による再分類に対比させれば、単独で転換したり合併を主導したりした金融機関は、本来の業態ではなく、規模や業務内容などの点で上の業態と同じグループにまとめられた金融機関、合併に応じた金融機関は規模や業務内容などの点で下の業態と同じグループに括られた金融機関ということができる<sup>23</sup>。

1990年代以降になると、バブル崩壊の影響によって救済色の濃い合併の事例が多く混じってきて、様相は複雑化した。しかし最近は、バブル崩壊の影響は薄れ、人口減少と地域経済の縮小懸念という新たな経営環境を見据えて、生き残っていくために再編を選択する金融機関が出て来ている。その組み合わせを考える上で、経営指標の特徴による再分類の結果がヒントになり得ることもあるだろう。

## 7. 合併・転換法の再考

既に見たとおり、479 の金融機関について、既存の業態にかかわりなく、経営指標の特徴に 応じて分類を行った結果、主要行7行については、メガ3行と他の4行の2グループに分かれ、 その他の業態の金融機関との混在は生じなかった。

他方、主要行以外の472金融機関が再編成された4グループでは、各グループに振り分けら

23 ここでは、平均的に規模がより大きく、店舗展開の地理的範囲が広く、業務内容の多様化が進んでいる特徴がある場合を、「上の業態」、逆に規模が小さく、地理的範囲が狭く、業務内容が伝統的な分野中心である場合を「下の業態」と表現したが、図表 2 から図表 8 に示した視覚的印象を利用して便宜的に形容したものであり、業態の序列を前提としたものではない。他の箇所でも同様。





れた金融機関に業態の混在が生じた。これらの金融機関の大半は、いわゆる地域金融機関であり、東京など大都市に本店を置く一部の金融機関を除いて、地元では人口減少と地域の将来性が懸念され、経済の活性化や地域社会の振興が課題となっている。地域金融機関には、これらの課題解決への助力が期待されると同時に、厳しくなると見込まれる経営環境の変化に備えて、自らの経営基盤強化の戦略も問われている。

地元への貢献や地域金融機関自身の経営基盤強化への関心が高まる中、2013 年春頃から、主に地域銀行に関して、統合・再編に対する観測が活発になった。地域銀行が注目された一因は、過去 20~30 年間に、他業態で統合が進んだ反面、地域銀行のうち特に地方銀行では、各県に分散して存在する姿が長期的に続き、変化の余地があるとみられているためである。地方銀行についても、地方銀行同士や第二地銀との間で、経営統合の構想が公表されたり実現したりする例が出ているが、第二地銀との合併では地方銀行が存続会社となり、それ以外でも持株会社傘下のグループ化という統合形式を採用して、銀行自体は元通り残る場合が多い。

一方、信用金庫と信用組合に関しては、過去20~30年間で統合・再編が大幅に進んだことや、 トピックス性のある地方銀行に視線が集まりがちなことから、地域銀行ほど話題になっていないが、地域金融機関として同様の経営環境下にあり、近年も統合・再編が散発的に起きている。

2010年以降の約5年間の統合・再編動向は図表14のとおりである。前掲図表13は、業態が異なる金融機関の合併等という切り口により、合併・転換法施行以後の長期的な動向をまとめたものであったが、図表14では、図表13で対象としなかった持株会社傘下のグループ化や同一業態での合併なども対象としている。

最近の約5年間の事例には、図表13にまとめた業態が異なる金融機関の合併等はほとんど含まれず、図表13で参考扱いとした普通銀行同士の異種合併が2例出て来るだけである<sup>24</sup>。これは、①専門金融機関制度が崩れ、協同組織金融機関以外は普通銀行となった現在では、以前と違い、普通銀行以外の専門銀行との合併等は起き得ないこと、②バブル崩壊後に多くみられた普通銀行による協同組織金融機関の救済が一巡したこと、による。①の結果、銀行同士の統合・再編は普通銀行同士ということになるが、中でも地域銀行の場合は、地元に本店を置き続けることができる持株会社傘下のグループ化方式を取る例が増え、合併方式は必ずしも多くないため、そのうちの異種合併となると、さらに数が限られる。

ただし、経営指標の特徴に応じた分類によれば、本来の業態ではなく、規模や業務内容などの点で上の業態に近い金融機関や、逆に下の業態に類似する金融機関が存在することが示されている。既存の業態という枠組みにとらわれなければ、再分類における同一グループ内の金融機関は、特徴が似ているという一面においては相性がよいことになる<sup>25</sup>。

<sup>24</sup> 図表 14 の対象期間より少し前の 2009 年 10 月に、根拠法が違う金融機関(信用金庫と信用組合)の合併があった。具体的には、西中国信用金庫(存続)と岩国信用金庫、下関市職員信用組合が合併した。 <sup>25</sup> 言うまでもなく、特徴が似ているというだけで統合・再編の相性を判断したり業態転換・移行の根拠としたりするのは粗雑過ぎるだろう。より詳細な経営実態の把握、統合・再編や業態転換・移行によって描ける将来像、地元や取引先等のステークホルダーとの関係などについて高度な経営判断を要する。





## (図表 14)金融機関の統合・再編動向(2010年以降)

ſ	合併等の年月	旧金融機関名	新金融機関名	合併等の類別		
	2010年1月	山口信用金庫 萩信用金庫	萩山口信用金庫	信用金庫+ 信用金庫	→ 信用金庫	信用金庫同士 の合併
	2010年2月	杵島信用金庫 西九州信用金庫	九州ひぜん信用金庫	信用金庫+ 信用金庫	→ 信用金庫	信用金庫同士 の合併
*	2010年3月	関東銀行 茨城銀行	筑波銀行	地方銀行+ 第二地方銀行	→ 地方銀行	普通銀行同士 の異種合併
,	2010年3月	関西アーバン銀行 びわこ銀行	関西アーバン銀行	第二地方銀行 +第二地方銀行	→ 第二地方銀行	普通銀行同士 の同種合併
	2010年3月	新潟県信用組合 両津信用組合	新潟県信用組合	信用組合+ 信用組合	→ 信用組合	信用組合同士 の合併
	2010年4月	徳島銀行 香川銀行	トモニホールディングス 徳島銀行 香川銀行	第二地方銀行 第二地方銀行	銀行持株会社 第二地方銀行 第二地方銀行	持株会社傘下 のグループ化
	2010年5月	池田銀行 泉州銀行	池田泉州銀行	地方銀行+ 地方銀行	→ 地方銀行	普通銀行同士 の同種合併
	2011年2月	富山信用金庫 上市信用金庫	富山信用金庫	信用金庫+ 信用金庫	→ 信用金庫	信用金庫同士 の合併
	2011年10月	山口銀行	山口銀行 北九州銀行	地方銀行	<ul><li>✓ 地方銀行</li><li>╲ 地方銀行</li></ul>	普通銀行の 会社分割
	2012年4月	住友信託銀行 中央三井信託銀行	三井住友信託銀行	信託銀行+ 信託銀行	→ 信託銀行	普通銀行同士 の同種合併
*	2012年9月	十六銀行 岐阜銀行	十六銀行	地方銀行+ 第二地方銀行	→ 地方銀行	普通銀行同士 の異種合併
	2012年10月	きらやか銀行 仙台銀行	じもとホールディングス きらやか銀行 仙台銀行	第二地方銀行 第二地方銀行	銀行持株会社 第二地方銀行 第二地方銀行	持株会社傘下 のグループ化
	2012年11月	東山口信用金庫 防府信用金庫	東山口信用金庫	信用金庫+ 信用金庫	→ 信用金庫	信用金庫同士 の合併
	2012年11月	かみつけ信用組合 東群馬信用組合	ぐんまみらい信用組合	信用組合+ 信用組合	→ 信用組合	信用組合同士 の合併
	2013年7月	みずほ銀行 みずほコーポレート銀行	みずほ銀行	都市銀行+ 都市銀行	→ 都市銀行	普通銀行同士 の同種合併
	2013年11月	大阪市信用金庫 大福信用金庫 大阪東信用金庫	大阪シティ信用金庫	信用金庫+ 信用金庫+ 信用金庫	→ 信用金庫	信用金庫同士 の合併
	2013年11月	相双信用組合 五城信用組合	相双五城信用組合	信用組合+ 信用組合	→ 信用組合	信用組合同士 の合併
	2014年2月	十三信用金庫 摂津水都信用金庫	北大阪信用金庫	信用金庫+ 信用金庫	→ 信用金庫	信用金庫同士 の合併
	2014年7月	太陽信用組合 五泉信用組合	さくらの街信用組合	信用組合+ 信用組合	→ 信用組合	信用組合同士 の合併
	2014年10月	東京都民銀行 八千代銀行	東京TYフィナンシャルグループ 東京都民銀行 八千代銀行	地方銀行 第二地方銀行	銀行持株会社 也方銀行 第二地方銀行	持株会社傘下 のグループ化
	以下、予定					
	2015年10月	肥後銀行 鹿児島銀行	九州フィナンシャルグループ 肥後銀行 鹿児島銀行	地方銀行 地方銀行	銀行持株会社 <sub>〔</sub> 地方銀行 也方銀行	持株会社傘下 のグループ化
	2015年12月	大東京信用組合 北部信用組合	大東京信用組合	信用組合+ 信用組合	→ 信用組合	信用組合同士 の合併
	2016年1月	大垣信用金庫 西濃信用金庫	大垣西濃信用金庫	信用金庫+信用金庫	→ 信用金庫	信用金庫同士 の合併

(資料) 各金融機関 HP、金融庁 HP、全国銀行協会 HP

福井信用金庫

横浜銀行

徳島銀行

香川銀行

大正銀行

東日本銀行

コンコルディア・フィナンシャルグループ

トモニホールディングス

(注1) ※は図表 13 にも掲載した事例である。

トモニホールディングス

福井信用金庫

武生信用金庫

横浜銀行

東日本銀行

徳島銀行

香川銀行 大正銀行

2016年2月

2016年4月

2016年4月

信用金庫+

信用金庫

地方銀行

第二地方銀行

銀行持株会社

第二地方銀行

第二地方銀行 第二地方銀行 → 信用金庫

銀行持株会社

銀行持株会社

<sub>[</sub> 地方銀行 第二地方銀行

第二地方銀行

信用金庫同士

持株会社傘下

のグループ化

の合併

第二地方銀行 持株会社傘下 第二地方銀行 のグループ化

<sup>(</sup>注2)2012年4月の住友信託と中央三井信託の合併は、厳密には、中央三井アセット信託を含む3行合併であるが、業態別子会社を起源とする中央三井アセット信託は本稿の対象外であるため、記載を省略した。また3行は、合併に先立ち、2011年4月に、持株会社傘下のグループ化により統合したが、合併時だけを記載した。



既存の業態という枠組みにとらわれなければと述べたが、根拠法が異なる業態の場合には、制度上、認められない組み合わせがある。逆に、制度上の仕組みがあっても、具体的に実現する可能性があるか否かは別問題であるが、可能性の大小にかかわらず、単に、制度上、想定されている組み合わせを示すと、図表 15、図表 16 のとおりである。

長期信用銀行は、現時点で1行も存在しないが、仕組みは残されているため、図表に掲げている。労働金庫は本稿の対象ではないが、合併・転換法の適用対象であるため、他の業態との関係を示すために、図表に含めた。ただし、再分類を行った479金融機関は、普通銀行、信用金庫、信用組合だけであるため、以下では、データのある業態のみを対象とし、普通銀行に関しては、適宜、便宜上の業態区分(大手行等、地方銀行、第二地方銀行)も利用する。

再分類によるグループⅢ(前掲図表 12)は地方銀行の多くが持っているような特徴によって 括られているが、前掲図表 13 の説明に関連して触れたとおり、そのグループの性格を代表する

## (図表 15)合併による存続金融機関または設立金融機関が取り得る業態

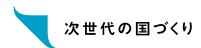
			合併の当事者となる金融機関その2の業態							
			普通銀行	長期信用銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫			
合併	金	普通銀行 (大手行等、地方銀行、第二地方銀行)	(普通銀行)	略 (左下半分を参照)	略 (左下半分を参照)	略 (左下半分を参照)	略 (左下半分を参照)			
の当恵	融機	長期信用銀行 (ただし、1行も存在しない)	普通銀行または 長期信用銀行	(長期信用銀行)	同上	同上	同上			
事者と	関その	信用金庫	普通銀行または 信用金庫	長期信用銀行	(信用金庫)	同上	同上			
しなる		信用組合	普通銀行	長期信用銀行	信用金庫または 信用組合	(信用組合)	同上			
	業態	労働金庫	普通銀行	長期信用銀行	信用金庫または 労働金庫	信用組合または 労働金庫	(労働金庫)			

- (資料) 学陽書房「金融六法」
- (注1) 同種合併の場合には、元の業態をそのまま書いている (括弧書き)。
- (注2)「略」とした欄は、同種合併の対角線をはさんで対称の位置にある同じ業態の組み合わせを参照。
- (注3) 労働金庫は本稿が対象としている業態ではないが、ここでは、全体像を示すために図表に含めている。

#### (図表 16) 金融機関が転換し得る業態

		新たな業態							
		普通銀行	長期信用銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫			
	普通銀行 (大手行等、地方銀行、第二地方銀行)		×	0	×	×			
元	長期信用銀行 (ただし、1行も存在しない)	0		×	×	×			
の 業	信用金庫	0	×		0	0			
態	信用組合	0	×	0		0			
	労働金庫	0	×	0	0				

- (資料) 学陽書房「金融六法」
- (注1) ○は転換可能、×は不可。業態に変化が生じない欄は斜線とした。
- (注2) 労働金庫は本稿が対象としている業態ではないが、ここでは、全体像を示すために図表に含めている。





業態よりも、規模や業務内容などの点で上の業態と同じグループにまとめられた金融機関や、下の業態と同じグループに括られた金融機関の方が、既存の業態からはみ出ているという点で特色を持っている<sup>26</sup>。グループⅢでいえば、大手行等ではあるが主要行とは別グループとなった主要行以外の大手行等や、地方銀行に近いと分類された第二地方銀行が該当する(信用金庫は後述)。グループⅢの中心である地方銀行を含め、3業態とも普通銀行であるので、根拠法上の転換を目指す意義はないが、転換を伴わない分、統合・再編の制約要因は少ない。便宜上の業態の違いは、三者の加盟協会の差(非加盟の場合を含む)によっているだけである。

これらのうち中長期的にみて帰趨が注目されるのは、下の業態と同じグループに括られた主要行以外の大手行等であろう。

再分類によるグループIVは、平均的な第二地方銀行の特徴によってまとめられているが、それ以外に、上記のグループIIIに分類されなかった地方銀行や、次のグループVに入らなかった信用金庫が含まれている。

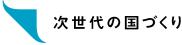
グループIVに分類された地方銀行は、規模や店舗の展開、業務内容において、他の大半の地方銀行との差が大きいため、人口減少と地域経済の縮小という経営環境の逆風にあおられやすいとみられ、将来を展望した経営戦略のあり方がより強く求められるだろう。

他方、グループIVの信用金庫は、上記のグループIIIの信用金庫とともに、経営指標の特徴としては普通銀行である地方銀行、第二地方銀行に近いという結果になっている。営利法人である株式会社(銀行)と、協同組織の非営利法人(信用金庫)という法人形態の大きな違いがあるが、合併・転換によって普通銀行になることは、制度上、可能である。もっとも、実際には、1991 年 4 月に八千代信用金庫が普通銀行に転換して八千代銀行になった例があるだけである(前掲図表 13)。金融機関の規模が追求された時代には、時折、大手信用金庫の普銀転換が憶測されることもあったが、人口減少と地域経済の縮小という経営環境の変化が見込まれている中では、信用金庫にとって普銀転換の魅力は薄れているとみられる。協同組織形態でなくなれば、法人税の軽減税率適用といった税制上のメリットも受けられなくなる。このように、常識的に考えれば可能性が大きいとはいえないが、仮に個別ケースで合併・転換によって描ける将来像に魅力があり、地元や取引先等のステークホルダーとの調整が付くのであれば、制度的には道は開かれている。

グループVは信用金庫の特徴によって代表されるが、グループⅢ、グループⅣに分類されなかった地域銀行(地銀、第二地銀)、次のグループVIに入らなかった信用組合も含まれている。グループVに入っている地域銀行は、規模や店舗の展開、業務内容において信用金庫との差が小さいことが、分類の背景になっているとみられる。その意味では、グループⅢではなくグループⅣに括られた地方銀行以上に、将来を展望した経営戦略が重要な課題となる。このグループVからも外れて次のグループVIに分類されている第二地方銀行にも同じことがいえる。

これらの地域銀行に関して、単純に他の地域銀行との統合・再編を示唆しようとするもので

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 脚注 23 でも述べたとおり、「上の業態」「下の業態」という表現は、図表 2 から図表 8 に示した視覚的印象を利用して便宜的に形容したものであり、業態の序列を前提としたものではない。





はないが、独立路線を取る場合には、経営の健全性確保のために十分な注意が必要である。普通銀行であることにとらわれて、グループⅢやグループⅣの地域銀行と横並びの業務戦略を取ることには慎重にあるべきだろう。

現実性という観点でいえば過去に事例はないが、制度上は、協同組織の非営利法人である信用金庫になることも可能である(信用組合は不可)。

グループVには、一部の信用組合も含まれている。信用組合は、信用金庫と同じく協同組織金融機関であるが、規模や業務内容に関係する制約は信用金庫より強い。その影響で、平均的には信用金庫と経営指標の違いが生じ、大半は次のグループVIに分類される。グループVに分類された信用組合は、業態の平均的な姿を超えた存在ということができる。仮に信用金庫を目指すのであれば、制度上、転換は可能である。実際、合併・転換法施行後の数年間に少数の例があったが、最近はみられない。同じく当時を中心に、信用金庫と信用組合の合併が行われた際には、合併後の業態は信用金庫の場合が大半であるが、信用組合主導による業態選択というより、信用金庫主導の結果であった。なお、例外的であるが、2005年3月の杵築信用金庫と大分県信用組合の合併では、信用組合主導によって、合併後も信用組合のままであった(前掲図表13)。

グループVIには、信用組合の多くが持つ特徴が反映されているが、第二地方銀行と信用金庫の中にもこのグループに分類されたものがある(このうち第二地方銀行に関しては、グループVで記述済み)。

このグループに含まれる信用金庫数は、業態全体の約25%を占めるので、例外的な存在というほど少数派ではないが、信用金庫の平均的な姿よりは信用組合に近いということになる。

このグループVIの信用金庫、信用組合が、グループVに近付くことを目指すのであれば、同じ業態同士の統合・再編のほか、信用金庫と信用組合という異なる業態の合併も、制度上、可能であり、グループVの説明においても述べたように、過去に事例も存在する。

#### 8. おわりにかえて

専門制、分業制を特徴とする金融制度の下で、根拠法や金融行政によって業態が厳然と分けられていた時代には、経営実態が業態の枠からはみ出た金融機関が、合併・転換法によって統合・再編の当事者になる例が多かった。一方、専門金融機関制度が崩れ、専門銀行が消えた現在では、普通銀行と専門銀行の合併は起き得ないこと、バブル崩壊後に多くみられた普通銀行による協同組織金融機関の救済が一巡したこと、合併ではなく持株会社方式のグループ化が選択される場合が増えたことから、業態を超えた合併は減少した。合併が行われる場合も根拠法が同じ金融機関同士の場合が多く、その内訳として、便宜上の業態区分が異なる地方銀行と第二地方銀行による、普通銀行同士の異種合併が数年に一回みられる程度となっている。

ただし、479 の金融機関について、既存の業態にかかわりなく、経営指標の特徴に応じて分類を行った結果では、本来の業態ではなく、規模や業務内容などの点で上の業態に近い金融機関や、逆に下の業態に類似する金融機関が存在する。このように経営実態が業態の枠からはみ出た金融機関は、業態の平均的な特徴を持つ金融機関と同じような経営姿勢を保ち続けるとは



限らない。

大勢としては、今後も、前述の最近の傾向と同様、同じ業態同士や、業態の組み合わせとしては常識的な統合・再編が全体の主流を占めるとみられる。しかし、本来の業態より他の業態に特徴が類似する金融機関が存在することや、根拠法が異なる業態の間の合併・転換が制度的に可能であることを考えると、業態の枠を越えるケースも広く考察の対象に含めておくことで示唆を得られることもあるだろう。

以上

## 【参考文献】

- 吉本澄司 [2013] 「数字を追う~業態別の銀行数:メガ集約、地銀ほぼ不変」 『Research Focus No.2013-012 (2013年7月2日)』(日本総合研究所) http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/6872.pdf
- 吉本澄司 [2014a]「数字を追う~業態別貸出動向と再編の特徴から見る地域金融の姿」 『Research Focus No.2013-043 (2014年3月13日)』(日本総合研究所) http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/7297.pdf
- 吉本澄司 [2014b] 「数字を追う〜経営統合・再編で地域銀行の経営指標はどのように変化したか」 『Research Focus No.2014-044 (2014年12月12日)』(日本総合研究所) http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/7770.pdf